

複数校合同チーム編成規程（案）

熊本県中学校体育連盟

1. 目的・趣旨

複数校合同チーム編成による大会への参加を承認するのは、あくまでも在籍する部員数が、小人数のため単一中学校では大会参加に必要なチームを編成できず、大会に参加できない運動部（部員）に対して大会参加の機会を与えるための特別措置であり、勝利至上主義を目的として編成された合同チームは適用されない。

2. 合同チーム編成及び大会参加の条件

- (1) 合同する各部は、それぞれの学校教育活動に運動部として位置づけられていること。
- (2) 各郡市中体連が、目的・趣旨にてらし適正な合同と認めた場合に限り参加を認める。
- (3) 合同チームは、郡市中学校体育連盟（11郡市）が定める範囲内（同一郡市）で編成し、チームとして合同を認める校数は2校とする。ただし、郡市内設置校が少なく、2校で対応できない場合はその限りではない。
- (4) 合同チームでの参加は、個人戦を行わない団体競技（7競技）に限り認める。
- (5) 在籍部員数が、次の人数（ ）内数を下回る運動部について、他校との合同チーム編成が出来るものとする。

〈 合同チーム編成基準 〉

バレーボール（6） サッカー（11） バasketボール（5） 軟式野球（9）
ハンドボール（7） ソフトボール（9） ラグビー（12）

- (6) ① 満ちていない学校同士の合同部活動での出場。
② 満ちている学校と満ちていない学校の合同部活動での出場。
③ 補員協力制を導入し、満ちていない学校に生徒を補員協力して出場。この場合、補員協力をする人数は、満ちていない学校生徒数と同じくらいとする。
- (7) 合同する各部は、日常的な活動を計画的に行い、それぞれに顧問（校長・教員・部活動指導員）が配置され、引率が行えること。但し、大会参加に際しての監督等は、両校のうちいずれかの校長・教員・部活動指導員が代表し、コーチについては両校いずれかのコーチ（登録教員外指導者を含む）とする。
- (8) 合同チーム名は連名で表示する。
- (9) 大会参加時のユニフォームについては、統一のユニフォームを使用すること。
※軟式野球は自校ユニフォーム可とする。

登録申請・承認規程

☆合同チーム編成の登録申請・承認について

(1) 登録申請手続き

- ① 申請希望校は、それぞれの学校長の合意により、所属する郡市中体連事務局へ合同編成の希望を連絡し、「複数校合同チーム編成登録申請書（様式1）」（以下：申請書）の配布と説明を受ける。
- ② 申請希望校にて申請書を作成し、それぞれの学校長の確認（職印）を受け、所属する郡市中体連会長へ提出する。
- ③ 申請の〆切は、原則として各競技大会の開催1ヶ月前までとし、各郡市中体連が定めた期日とする。

(2) 登録承認手続きについて

- ① 申請を受けた各郡市中体連は、申請内容を審査し適正な合同と判断した場合は、県中体連に報告する。
- ② 報告を受けた県中体連事務局は、報告内容を確認し適正な合同チーム編成か否かを審査し、各郡市中体連へその審査結果を通知する。承認された場合には申請校学校長へ「合同チーム編成承認書（様式2）」を発行し、大会参加を承認する。同時に合同チーム参加に伴う各郡市大会の運営について協議を行っておくこと。

(3) 合同チーム編成・大会参加に関する報告と集約

- ① 合同チーム編成による大会参加を承認した各郡市中体連事務局は、「申請書」の写しと「承認書」原本2部を県中体連事務局へ提出し内容の報告を行う。
- ② 県中体連事務局は、各郡市より合同チーム編成による大会参加について集約を行い県中体連総務理事会（6月下旬開催）に報告する。
- ③ 県中体連総務理事会は、集約内容を確認し、各競技の県中体連競技専門部に連絡を行う。

(4) <合同チーム大会参加資格の抹消>

各郡市中体連より大会参加承認を受けた合同チームであっても、次のような場合には、その参加資格を失うこともある。

- ① 本制度の趣旨・目的にそった合同チームでないことが明らかとなった場合
- ② 「合同チーム編成規程」ならびに「登録申請・承認規程」に違反した場合